

# 青森県報

第二千六百五十三号

平成十八年  
七月十四日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然保護課) …… 一

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出…………… (経営支援課) …… 二

右 同…………… ( 同 ) …… 三

除雪車両の購入に係る一般競争入札…………… (経 理 課) …… 三

除雪車両の交換に係る一般競争入札…………… ( 同 ) …… 五

空港用救急医療搬送車の購入に係る一般競争入札…………… ( 同 ) …… 六

### 教育委員会

県文化財の指定…………… (文 化 課) …… 八

### 正 誤

平成十六年八月六日、平成十六年十二月十三日、平成十六

年十二月十五日及び平成十八年六月九日定例出先機関中…………… (農村整備課) …… 九

平成十八年四月二十四日号外第四十六号監査委員中…………… (監査委員事務局) …… 九

## 規 則

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第七十四号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則(昭和三十七年六月青森県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十八号を次のように改める。

十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第十七条中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するもの色彩を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までにその概要を知事に通知する旨

第十九条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の

形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間  
 ロ 風景の維持のために行われる措置の内容  
 ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限  
 ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までにその概要を知事に通知する旨

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

**公 告**

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ビアドゥ

八戸市沼館四丁目七の二一二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の二一二 代表取締役 上山高司	八戸臨海開発株式会社 八戸市沼館四丁目七の二一二 代表取締役 三村裕一	平成 一八・六・三

福田道路株式会社 新潟県新潟市川岸町一丁目五三〇 代表取締役 三浦克彦	福田道路株式会社 新潟県新潟市川岸町一丁目五三〇 代表取締役 三浦克彦
---	---

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イトーヨーカ堂

東京都千代田区二番町八の八

代表取締役 井坂榮外

四 届出年月日

平成十八年七月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年七月十四日から同年十一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十一月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
県庁生協新城店

青森市大字石江字江渡五二の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県庁消費生活協同組合

青森市長島一丁目の一

理事長 井筒智義

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者及び閉店時刻	閉店時刻（ただし、日祝祭日）午前九時 午後九時	平成一六・三・一
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時五十分（ただし、年間十日間）午後六時五十分から午後十一時十五分まで	

四 届出年月日

平成十八年六月二十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十八年七月十四日から同年十一月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十一月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

除雪車両の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

ロータリ除雪車（二・二メートル級） 四台

二 納入期限

平成十八年十一月三十日

三 納入場所

入札説明書による。

## 四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成十八年八月二十三日までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

## 六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課財産管理グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

2 入札書の提出期限

平成十八年八月三十日 午後五時十五分

## 3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

(二) 日時

平成十八年八月三十一日

なお、時間は入札説明書による。

## 七 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

## 八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

## 九 落札者の決定方法

物品に要求する性能等が満たされると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 十 契約書の締結

落札決定の日から七日以内

## 十一 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守する他入札説明書による。

## 十二 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 3 契約書作成の要否 要
- 4 入札書の提出方法等 詳細は入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Four (4) Rotary Snow Plows

(Blade length 2.2 meters class)

2 Time limit for tender:

5:15 P.M. 30 August, 2006

3 Contact point for the notice:

Management Section

Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

~~~~~  
除雪車両の交換に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品と県所有の物品との交換とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

除雪グレーダ（四・〇メートル級） 三台

二 納入期限

平成十八年十二月十日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成十八年八月二十三日までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ

せ先

青森市長島一丁目の一  
青森県出納局経理課財産管理グループ  
電話 〇一七 七三四 九一〇四

2 入札書の提出期限

平成十八年八月三十日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

(二) 日時

平成十八年八月三十一日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

九 落札者の決定方法

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の締結

落札決定の日から七日以内

十一 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守する他入札説明書による。

十二 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十三 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 契約書作成の要否 要

4 入札書の提出方法等 詳細は入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Three (3) Snow Removal Motor Graders  
(Blade length 4.0 meters class)

2 Time limit for tender:

5:15 P.M. 30 August, 2006

3 Contact point for the notice:

Management Section  
Management Division  
Aomori Prefectural Government  
1-1-1 Nagashima  
Aomori City, Aomori 030-8570  
JAPAN

TEL 017-734-9104

空港用救急医療搬送車の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年七月十四日

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。  
空港用救急医療搬送車（一二五型） 一台

二 納入期限

平成十九年三月三十一日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成十八年八月二十三日までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することがで

きないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課財産管理グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

2 入札書の提出期限

平成十八年八月二十九日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟一階経理課入札室

(二) 日時

平成十八年八月三十日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

九 落札者の決定方法

物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の締結

落札決定の日から七日以内

十一 入札条件

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）に定める入札者心得書を遵守する他入札説明書による。

十二 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十三 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 入札書の提出方法等 詳細は入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Airport Emergency Medical Carrier

2 Delivery period

31 March 2007

3 Time limit for tender:

5:15 P.M. 29 August, 2006

4 Contact Point for the notice:

Management Section

Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9104

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十一号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

平成十八年七月十四日

青森県教育委員会

| 種 別 | 名 称     | 員 数 | 所 在 地                | 所 有 者 |
|-----|---------|-----|----------------------|-------|
| 県重宝 | 円覚寺宝篋印塔 | 一基  | 西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二七五番地二 | 円覚寺   |

正 誤



|                    |      |     |   |    |         |       |         |       |
|--------------------|------|-----|---|----|---------|-------|---------|-------|
| 発行年月日<br>発行番号      | 区分   | ページ | 段 | 行  | 誤       |       | 正       |       |
|                    |      |     |   |    | 16課     | 17課   | 14課     | 13課   |
| 平成一六、四二四<br>号外第四六号 | 監査委員 | 五   | 上 | 表中 | 実施法人数   | 5     | 実施法人数   | 6     |
|                    |      |     |   |    | 構造政策課   | 0 / 1 | 構造政策課   | 1 / 1 |
| 一〇                 | 全    | 表中  | 下 | 表中 | 3 8 課   |       | 3 8 課   |       |
|                    |      |     |   |    | 5 / 1 4 |       | 6 / 1 4 |       |
|                    |      |     |   |    | 4 5 課   |       | 4 5 課   |       |
|                    |      |     |   |    | 7 / 2 0 |       | 8 / 2 0 |       |

|                    |      |     |   |           |            |             |             |             |
|--------------------|------|-----|---|-----------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 発行年月日<br>発行番号      | 区分   | ページ | 段 | 行         | 誤          |             | 正           |             |
| 平成一六、三二五<br>第二四一八号 | 出先機関 | 二   | 下 | ら後ろか<br>一 | 平成一六、七二五   | 平成一六、二一九    | 平成一六、三二五    | 平成一六、二一九    |
| 平成一六、三二三<br>第二四一七号 |      | 四   | 上 | 六         | 平成一六年十一月四日 | 平成一六年十一月三十日 | 平成一六年十一月三十日 | 平成一六年三月二十五日 |
| 平成一六、三六六<br>第二三六二号 |      | 七   | 下 | 表中        | "          |             |             |             |
| 平成一六、三六九<br>第二三三八号 |      | 七   | 上 | 表中        | 一七・八一      | 一七・六〇       |             |             |

農 村 整 備 課

監 査 委 員 事 務 局

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭